

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

第5期広島市障害福祉計画及び第1期広島市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第5期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第1期計画として策定するものです。

(2) 計画期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

(3) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、

- ・ 第5期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第4期の計画の実績や課題を踏まえ、平成32年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- ・ 第1期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、平成32年度末等における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を設定しています。

(4) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。

2 目標の設定

(1) 第4期障害福祉計画の実施状況

<第4期計画の数値目標及び実績>

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、 地域生活に移行する者 の数	116 人 (12%)	41 人 (4.3%)	・基準時（平成 25 年度末）における本市の施設入所者数は 962 人 ・数値目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	39 人 (4%)	6 人 (0.6%)	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数については、平成 29 年度の目標を、基準時（平成 25 年度末）からの累計で 116 人（基準時の施設入所者数に対する比率 12%）と設定しました。これに対して、平成 28 年度までの累計は 41 人に留まっています。これは、障害の程度が軽いなどにより、地域での生活がしやすい者については移行が進んだものの、より退所が困難な重度の障害者については、移行が難しいためと考えられます。

イ 施設入所者の削減数については、平成 29 年度の目標を、基準時（平成 25 年度末）からの累計で 39 人（基準時の施設入所者数に対する比率 4%）と設定しました。これに対して、平成 28 年度までの累計は 6 人に留まっています。これは、依然として施設入所の待機者が多いために、入所者の削減が困難な状況にあることが理由だと考えられます。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
ア 入院後 3 か月時点の 退院率	64%	67.3%	・数値目標は単年度の数値
イ 入院後 1 年時点の退 院率	91%	91.6%	・数値目標は単年度の数値
ウ 長期在院者数の削減 数	299 人 (18%)	136 人 (8.2%)	・基準時（平成 24 年 6 月末）の長期（1 年以上）在院者数は 1,656 人 ・数値目標は基準時からの累計 ・カッコ内は基準時の長期在院者数に対する比率

ア 入院後 3 か月時点の退院率については、平成 29 年度の目標を 64%と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は 67.3%となっており、目標を超えています。

イ 入院後 1 年時点の退院率については、平成 29 年度の目標を 91%と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は 91.6%となっており、目標を超えています。

ウ 長期在院者数の削減数については、平成 29 年度の目標を、基準時（平成 24 年 6 月末）からの累計で 299 人（基準時の長期在院者数に対する比率 18%）と設定しました。これに対し、

平成 28 年度までの累計は 136 人に留まっています。これは、病状が重い者は必然的に入院が長期になることや、高齢化の影響があり、退院促進が難しいことが考えられます。

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 か所	0 か所	—

地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成 29 年度の目標を 1 か所整備すると設定しました。これに対して、平成 28 年度の実績は 0 か所となっていますが、平成 29 年度中に 1 か所整備します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年度)	実 績 (平成 28 年度)	備 考
ア 施設利用者のうち、 年間に一般就労に移行 する者の数	214 人 (2 倍)	220 人 (2.1 倍)	・基準時（平成 24 年度）の本市の実績は 107 人 ・数値目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の 利用者数	418 人 (2.1 倍)	266 人 (1.3 倍)	・基準時（平成 25 年度末）の本市の実績は 201 人 ・数値目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
ウ 就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所の 割合	事業所全体の 5 割以上	31.6% 6/19 事業所	・数値目標は単年度の数値 ・各事業所へ照会を行い算出（22 事業所中 19 件回答）

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数については、基準時（平成 24 年度）の移行実績の 2 倍以上を目指し、平成 29 年度の目標を単年度で 214 人と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は単年度で 220 人（2.1 倍）となっており、目標を超えています。

イ 就労移行支援事業の利用者数については、基準時（平成 25 年度末）の実績の 6 割以上増加（322 人以上増加）を基本とし、平成 29 年度の目標を 418 人と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は、就労移行支援事業所数が減少したこと等により 266 人に留まっています。

ウ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上と設定しました。これに対し、平成 28 年度の実績は単年度で 31.6%（6/19 事業所）に留まっています。これは、事業所で就労アセスメントを実施し、支援対象者の作業能力、就労意欲等を把握し、適切な働く場の選択を支援した結果、福祉的就労に移行する者も一定数いるためと考えられます。

(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	87人 (9%)	・基準時（平成28年度末）における本市の施設入所者数は956人 ・目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	20人 (2%)	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の指針では、基準時（平成28年度末）の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第4期計画で設定した目標値が平成29年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。

本市においては、第4期計画の未達成割合（6.3%）を加算すると目標値は147人となりますが、現在の入所者は重度の者が多く退所が困難な状況にあることを踏まえて、未達成割合は加算しないこととし、国の指針を参考に、基準時（平成28年度末）の本市の施設入所者数956人の9%に当たる87人と設定します。

（計算式） $956 \text{ 人} \times 0.09 = 87 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

イ 施設入所者の削減数

国の指針では、基準時（平成28年度末）からの累計の削減率2%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。

本市においては、第4期計画の未達成割合（3.2%）を加算すると目標値は50人となりますが、入所者に重度の者が多く退所が困難であることや、入所待機者が多いため、退所者が出ても待機者が入所することで全体では削減とならない状況を踏まえて、未達成割合は加算しないこととし、国の指針を参考に、基準時（平成28年度末）の本市の施設入所者数956人の2%に当たる20人と設定します。

（計算式） $956 \text{ 人} \times 0.02 = 20 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	—
イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	（県整理中）	—
ウ 精神病床における早期退院率		
（ア）入院後3か月時点の退院率	69%	・目標は単年度の数値
（イ）入院後6か月時点の退院率	84%	
（ウ）入院後1年時点の退院率	90%	

ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

国の指針では、平成32年度末までに市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市においては、平成30年度中の設置を目指します。

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

※広島県が考え方を整理中

ウ 精神病床における早期退院率

国の指針では、「（ア）入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「（イ）入院後6か月時点の退院率」については84%以上、「（ウ）入院後1年時点の退院率」については90%以上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり、それぞれ設定します。

（これまでの実績）

区 分	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去年5年平均
入院後3か月時点	%	69.9	73.2	69.9	61.9	67.3	68.4
入院後6か月時点	%	86.8	89.3	88.0	84.3	88.1	87.3
入院後1年時点	%	90.6	92.7	92.9	88.6	91.6	91.3

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
地域生活支援拠点等の整備箇所数	4 か所	—

国の指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、平成32年度末までに少なくとも1か所を整備することを基本としています。

本市においては、平成29年度にモデル事業として1か所整備し、今後6年間で全区（8か所）に整備することを目指し、平成32年度末までに、その半数の4か所と設定します。

④ 施設利用者の一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (平成32年度)	備 考
ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数	253 人 (1.15 倍)	- 基準時（平成 28 年度）の本市の実績は 220 人 - 目標は単年度の数値 - カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率		
(ア) 就労移行支援事業の利用者数	320 人 (1.2 倍)	- 基準時（平成 28 年度末）の本市の実績は 266 人 - 目標は単年度の数値 - カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	事業所全体の 5 割以上	目標は単年度の数値
ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	8 割以上	目標は単年度の数値

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数

国の指針では、基準時(平成 28 年度)の実績の 1.5 倍以上とすることを基本としています。

本市においては、国の指針に準じると、1.5 倍に当たる 330 人となりますが、就労継続支援 B 型等において、サービスを継続して利用する者が増え、一般就労が可能な者の数は減少していることから、これまでの実績を踏まえて、253 人（基準時（平成 28 年度）の本市の一般就労移行者数 220 人から 1.15 倍）と設定します。

（算出方法）

平成 26 年度実績（206 人）から平成 28 年度実績（220 人）の直近 3 か年の年間の平均伸率を求めると、1 年間に平均 3.34% ずつ増加しています。これを基に、平成 28 年度実績（220 人）から 1 年間に 3.34% ずつ増加すると試算すると、平成 32 年度は 253 人となります。

なお、基準時となる平成 28 年度実績からの倍率は、 $253 \text{ 人} \div 220 \text{ 人（平成 28 年度実績）} = 1.15 \text{ 倍}$ となります。

（これまでの実績及び今後の見込み）

移行者数	単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実績	人	206	170	220	1 年間に 3.34% ずつ増加するとして試算			
見込み	人				228	236	244	253

イ（ア） 就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、基準時（平成 28 年度末）の実績の 2 割以上増加を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり、基準時（平成 28 年度末）の本市の利用者数 266 人から 2 割増加に当たる 320 人と設定します。

（計算式）

$266 \text{ 人（基準時となる平成 28 年度実績）} \times 1.2 = 320 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$

（これまでの実績）

平成 26 年度 259 人、平成 27 年度 280 人、平成 28 年度 266 人

イ（イ） 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の数

国の指針では、就労移行率が 3 割以上の事業所数を全体の 5 割以上とすることを目指すとしています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり設定します。

（これまでの実績）各事業所に照会し、回答した事業所の中から割合を算出

平成 27 年度：回答した 18 事業所中、就労移行率 3 割以上は 7 事業所あり、その割合は 38.9%

平成 28 年度：回答した 19 事業所中、就労移行率 3 割以上は 6 事業所あり、その割合は 31.6%

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本としています。

本市においても、国の指針どおり設定します。

（参考）

就労定着支援は平成 30 年度から開始する新規サービスのため、国の指針どおり設定します。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (平成 32 年度)	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7 か所	・現状の設置数は 7 か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	設置	—
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6 か所	・現状の設置数は 5 か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5 か所	・現状の設置数は 4 か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	(平成 30 年度) 設置	—

ア（ア）児童発達支援センターの設置数

平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置していることから、現状の設置数である 7 か所と設定します。

ア（イ）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、「設置」とします。

イ（ア）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及びイ（イ）主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の指針では、平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

本市においては、平成 29 年 8 月現在、重症心身障害児数 238 人（療育手帳マル A 又は A と身体障害者手帳（肢体不自由）の 1 級又は 2 級の両方を所持する 18 歳未満の者）に対し、各サービスの利用者の合計は 65 人に留まっており、今後も利用者の増加が見込まれることから、少なくとも、新たに 1 か所ずつの開設を目指すこととし、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を 6 か所と設定し、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を 5 か所と設定します。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、平成 30 年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、平成 25 年度に設置していることから、「設置」とします。

なお、国の指針で挙げられた関係機関の中に本市の協議の場には加わっていない機関があるため、平成 30 年度末までに必要な関係機関が全て揃った協議の場とすることを目指します。